一 労使関係の年間推移

一終戦後労働運動は,二二,二三年頃までのはなばなしく盛上つた一時期をすぎると,政治,経済情勢の変化や,労働組合の主体的な条件に制約されて,徐々に積極性を失い,とくに朝鮮動乱の勃発を契機としてその傾向は一そう押しすすめられた。

二 しかし,二六年に入ると,動乱景気を背景とする企業利潤の増大と物価の急騰に対処して労働運動が活溌化し,組合側は次々に経済要求を打出すとともに,講和をめぐる政治情勢の変化にもとみに関心を示しはじめた。

さらに二七年には,講和条約が発効する一方,朝鮮動乱ブームの頭打ちを反映して労働組合の攻勢はさらに積極化し, 労使の対立が激化した一面,労使関係は従来より一段と複雑なものとなつた。

三 まず,年初に総評の発表した賃金綱領案は,職階給に反対し,マーケット・バスケット方式による最低賃金及び戦前賃金水準への復帰の要求を通じて全国的な統一闘争により総資本と対決することを指向していたが,使用者側からはいうまでもなく各方面から多くの批判を浴びながら,二七年の労働運動の方向に大きな影響を与えた。

四ついで三月から六月にかけての法規闘争は,労働組合の統一争議が全国的な規模で実施された最初のものとして注目された。しかしこの闘争では,各方面からの批判を反映して,前年から持越されていた左派系組合と右派系組合の意見の不一致が表面化するにいたつた。この法規闘争は中途において組合側の歩調が乱れたために,期待されたほどの効果を示さず,破防法案ならびに労働関係法改正案が国会を通過するに及んで打切られたが,この闘争に動員された労働者はおよそ延二七〇万人に達した。

五 法規闘争と併行して,私鉄,合成化学,鉄鋼,全自動車,金鉱等の組合が,春の賃上要求をかかげて活溌な闘争に入つた。しかし,独立後の政治情勢の変化と,一般的な企業の不振を敏感に反映して,使用者側が相当強硬であつたのにひきかえ,組合の足並みが必ずしも揃わず,春の闘争目標に法規闘争の方にそらされた形となつた。その結果,一部企業にはかなり大幅な賃上げが行われたが,賃上拒否,定期昇給,要求撤回,一時金振替,賃金の不均衡是正におわつた場合も少くなかつた。

以上のように賃上要求は,組合側にとつても事前に相当困難が予想されたため,夏期手当乃至一時金の要求で春の闘争を埋合せる傾向も強く六,七,八月の三ヵ月をとつてみても,一時金要求の労働争議は一一四件に達している。

六七月末,東京で開催された総評の第三回全国大会においては,労闘ストで表面化した左右の対立は,国際自由労連加盟問題をめぐつて激化し結局右派の全繊,全鉱,海員三単産の共同提案である国際自由労連への総評一本加盟案は否決されて,二六年の平和三原則を基調とした運動方針及び当面の目標が決定された。そのため,役員改選にあたつては右派は候補者を出すことをやめ,左派が総評の主導権を握るにいたり,総選挙対策では,社会党左派勢力を中心として来るべき総選挙に臨むこととなつた。

七 つづいて八月二八日に国会が解散したため,総評では再軍備反対,破防法撤回,低賃金撤回をスローガンに,主として左派社会党,労農党を擁して闘争を展開した結果,総評推薦立候補者一〇三名中六二名の当選をみ,その他総同盟推薦,総評以外の組合の推薦立候補者を含め多数の組合関係当選者を出した。

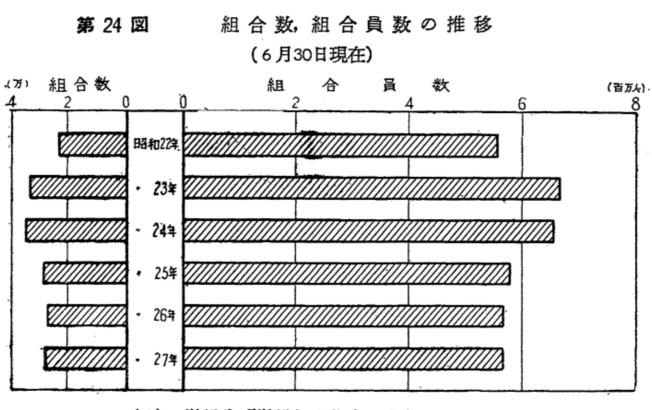
八選挙闘争のために出足を鈍らされた秋の賃金闘争は一〇月に入つてようやく本格化し,電産,炭労,全国金属,海員,全日通,全自動車,機器電機,全国電機,駐留軍労組,国鉄,専売,全電逓,官公庁労組等は,概ね賃金綱領案に則つて相次いで積極的な行動を開始した。

とくに電産,炭労の争議は後に述べるようにその規模が大きかつた点,長期に亘つた点,またいわゆる総資本と鋭く立向つた点などで注目された。

九 このように二七年の労働運動は,過去七年間の占領政策から一応解放された複雑な客観情勢下にあつて,自主的な組合の態勢を早急に整えることが要請されていただけに,使用者側との間の激しい対立はともかくとして,労働戦線の内部においても,連合体争議の増加や統一協約締結問題にみられるように,統一促進の気運がひきつづき著しく高

まつた反面,賃金綱領案批判,労闘ストの分裂,国際自由労連加盟問題,四単産(全海員日放労全映演)の総評批判というような問題をめぐつてその内部対立は漸次表面化してきた。

第24図 組合数,組合員数の推移



(注) 労働省「労働組合基本調査」による。

- 二 労働組合組織の現状
 - (1) 労働総合組織の状況

一〇 戦後飛躍的な増大を示した労働組合組織は、その後、政治経済情勢の変化によつて減少に転じたが、二六年には若干減少度を弱め、二七年には僅かではあるが、前年より増加を示している。

すなわち,二七年六月末現在の単位労働組合数は,二七,八五一,組合員数は五,七一九,五六〇で雇用者総数の約四〇・二%が組織されている(第一〇九表参照)。

第109表 年別組合数及び組合員数及び推定組織率

第 109 表 年別組合数及び組合員数及び推定組織率 (6 月末現在)

推定組織率1)	数の対前年 減 数	組合員增	組合員数	組合数		F	4	
%	0011160	(+)	E 400 170	23,323	年	22	≨n	昭
46.8	2,011,162	(+)	5,692,179	20,020	4-	44	和	PH
54.3	985,248	(+)	6,677,427	33,926	"	23		
55.7	21,944	(-)	6,655,483	34,688	"	24		
45.9	881,575	(-)	5,773,908	29,144	"	25		
42.6	87,134	(-)	5,686,774	27,644	"	26		
40.2	32,786	(+)	5,719,560	27,851	"	27		

(注) 1) 組合員数を労働力調査の雇用労働者数で除して算出。 「労働組合基本調査」による。

そしてこれは,戦後における組織の頂点(二四年三月)に対してそれぞれ七六%,八三%に当り,さらに戦前の最高である昭和一一年の組合数九七三組合,組合員数四二〇,五八九人に対しては二九倍,一三・六倍となつている。

第110表 組織労働者数と争議参加人員及び損失日数の比較

第 110 表	組織労働者数と争議参加人員及び損失日数の比較
多月110日数	組織労働有数と守護を加入員及の慣失日数の氏律

年		労働組合員数(A)	争議参加人員(B)	(B)/(A)	損失日数(C)	(C)/(A)
				%		1.7
21	年	3,679,971	2,722,582	74.0	6,266,255	1.7
22	"	5,692,179	4,415,390	77.6	5,035,783	0.9
23	"	6,677,427	6,714,843	100.6	6,995,332	1.0
24	"	6,655,483	3,307,407	49.7	4,320,688	0.6
25	"	5,773,908	2,348,397	40.7	5,486,129	1.0
26	"	5,686,774	2,818,688	49.6	6,014,512	1.1
27	"	5,719,560	3,524,899	61.6	14,991,548	2.6
		<u> </u>				<u> </u>

(注) 「労働組合基本調査」及び「労働争議統計」による。

―― つぎに単位組合の組織別分布をみると,単位組合においては企業別組織が依然として圧倒的で八七%(二四,三二〇組合)を占めており,連合団体の四九%にあたる一,三五〇組合も同じく企業別組織である(第一―表歩照)。

第111表 組織別組合数及び組合員数

第 111 表 組織別組合数及び組合員数

		組合	数	比	率	組	合	員	数	比	率
									76/	14	4
					95 .						%
š	针	27	,851	1	100			2	2,747		100
能 !	則	24	,330		87			1	,350		49
農 5	8 1	1,	,373		5				741		27
柴 5	刚	1,	,293		5				100		4
D 1	tt.		855		3				556		20
	業 5 業 5	業 別学 別財 別	業別24数別1数別1	職 別 24,330農 別 1,373業 別 1,293	能 別 24,330 別 1,373	 期 24,330 87 農 別 1,373 5 業 別 1,293 5 	能 別 24,330 87 柴 別 1,373 5 柴 別 1,293 5	能 別 24,330 87 能 別 1,373 5 能 別 1,293 5	能 別 24,330 87 1 能 別 1,373 5 能 別 1,293 5	 期 24,330 87 1,350 農 別 1,373 5 741 農 別 1,293 5 100 	能 別 24,330 87 1,350 能 別 1,373 5 741 能 別 1,293 5 100

(注) 「労働組合基本調査」による。

- 二 労働組合組織の現状
 - (2) 解散理由と設立状況
- 一二 二六年七月から二七年六月の一年間には,動乱後の経済活動の活発化に伴う企業の新設や講和発効による労働運動の盛上りなどによつて総評を中心とする組織活動も活発に行われた。このような事情が前年に比べて解散組合の減少を導いた主な理由であろう。
- 一三 つぎに,組合解散状況を理由別にみると「事業所の休廃又は縮少」の割合が二六年の三一%から二七年の二一%となつたのに対して「自然消滅」(二一%)が逆に件数,比率ともに増大している(第一一二表参照)。

第112表 理由別単位労働組合解散状況

	第 112 ā	吳	理由別	『単位労	働組合	解散状	況				
		24年	7月~	25年 2	7 日~	26	年 7	月~2	7 年	6 月	
理	由		6月	25年7月~		合	計	労 働 組合法	公労 法	国家公員法	地
合	計	8,83	2 (100.0)	5,328	(100.0)	2,842	(100.0)	2,046	40	211	459
事 業 月 業 及 び	所の休 廃 縮少	3,26	3 (36.9)	1,671	(31.4)	599	(21.0)	525	-	28	46
	織変更の 改組合併	1,69	5 (19.2)	960	(18.0)	497	(17.0)	278	38	56	125
組合無 め	用論のた	2,10	7 (23.9)	925	(17.4)	423	(15.0)	302	-	33	88
	の紛争財 如意又は の欠如	17	76 (2.0)	561	(10.5)	228	(8.0)	179	-	16	33
自然	消滅	1 . 50	1 (18.0)	586	(11.0)	611	(21.0)	440	-	53	118
そ	の 他	1,59	1 (10.0)	625	(11.7)	484	(17,0)	322	2	25	49

(注) 「労働組合基本調査」による。

一四 一方,新設された組合は三,〇四九組合(二六年組合数の十一%),組合員数三一八,一三九人(二六年組合員数の六%)であつて,比較的少規模のものであることが推察される。このうち単位組合が一,九一七,単一組織の支部または分会であるものが一,一三二組合となつているが,後者は主として通信業,鉄道業にみられ,電通,国鉄等の組織改変を反映するものである。

右の外,設立組合多数を数えた産業に公務四一九組合(主に市町村役場職員組合)及び建設業二九六組合があり,このうち前者がこれを上廻る解散によつて相殺されているのに対して後者は実質的な増大を示し,しかも大部分が自由労務者の組合であることは注目に価する(第一一三表参照)。

笙	113 表	700	盎	511	細	合	粉	75	
262	113 34	<u> </u>	245	200	NO.EST.		904	/X	

nia.		業	組	合		数
産		来	昭和26年	昭和27年	対前年	比較
全	産	業	27,644	27,851	(+)	207
鉱		業	1,193	1,202	(+)	9
建	設	業	1,532	1,752	(+)	220
製	造	業	9,644	9,291	(-)	353
卸 売 2	小 克	業	1,017	1,351	(+)	334
金融保	魚及 不	動産	1,534	1,182	(-)	352
運輸通信及	その他公主	学 奉金	5,298	6,047	(+)	749
サ -	ピス	業	3,481	3,329	(-)	152
公		務	3,086	2,835	(-)	251
分 類	不	館	15	2	()	13

(注) 1) 年間の組合数増加が,年間設立数を上廻るもののあるのは,事業内容 「労働組合基本調査」による。

び組合員数

	組	合	員		数
年間設立	昭和26年	昭和27年	対前年上	七較 1)	年間設立
3,049	5,686,774	5,719,560	(+)	32,786	318,13
154	470,149	477,200	(+)	7,051	12,98
296	215,318	275,827	(+)	60,509	37,16
891	1,879,741	1,839,688	(-)	40,053	78,13
123	111,909	139,424	(+)	27,515	10,39
73	263,981	247,661	(-)	16,320	4,29
742	1,284,117	1,369,154	(-)	85,037	95,31
292	795,040	839,555	(+)	44,515	29,64
419	568,514	436,299	(-)	132,215	45,86
-	1,122	114	(-)	1,000	-

変更により産業分類が変つたためである。

一五 なお,組合数の動きを規模別にみると,五〇人〜一,九九九人の各規模とも二六年に比べて増加を示しているのに対して四九人以下の小組合が依然減少(前年の減少一,三〇九組合とは比較にならぬ程度であるが)をつづけていることは,「事業所の休廃」にもとづくと考えられるほかに組合意識の低調ということも無視できず,概して労働条件の悪いこの層の組織化は一つの問題たるを失わない(第一一四表参照)。

第114表 規模別組合数及び組合員数

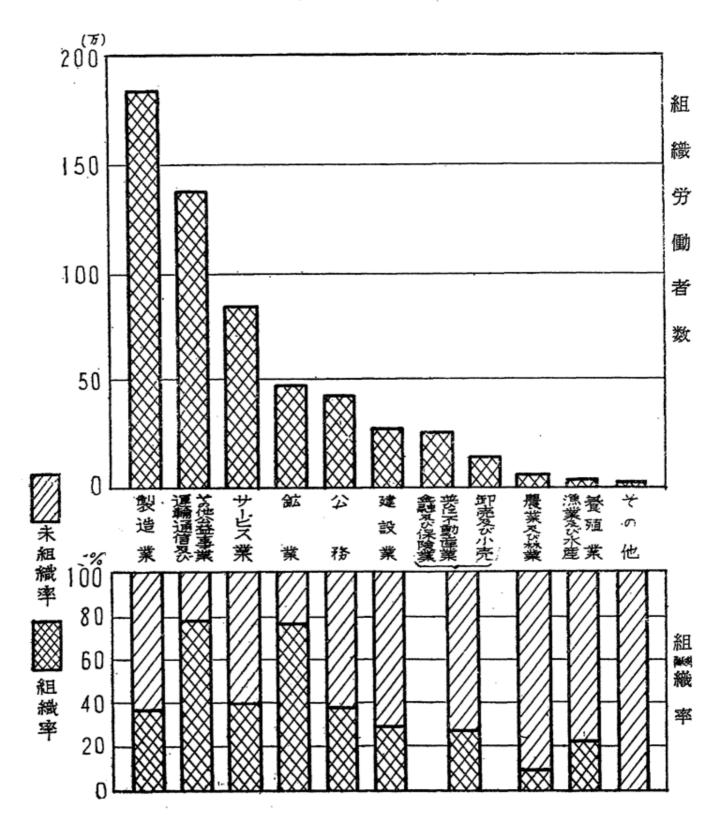
第 114 表 規模別組合数及び組合員数

40	+#+	組	合	数	t	組	合 [数
規	模	昭和26年	昭和27年	対前比	年 較	昭和26年	昭和27年	対前年比較
合	計	27,644	27,851	(+)	207	5,686,774	5,719,560	(+) 32,786
2,000人	以 上	332	289	(-)	43	1,354,311	1,249,528	(-) 104,783
1,000人~	1,999人	635	661	(+)	26	851,404	886,606	(+) 35,202
500人 ~	999人	1,464	1,498	(+)	34	993,807	1,029,618	(+) 35,811
200 人~	499人	3,835	3,945	(+)	110	1,175,115	1,205,206	(+) 30,091
100 人~	199人	4,595	4,841	(+)	246	645,491	679,590	(+) 34,099
5 0 人~	99人	5,457	5,532	(+)	75	386,676	392,535	(+) 5,859
49 人	以下	11,326	11,085	(–)	241	279,970	276,477	(-) 3,493

(注) 「労働組合基本調査」による。

第25図 産業別組織労働者数及び組織率

第 25 図 産業別組織労働者数及び組織率 (昭和27月 6 末現在)



- 二 労働組合組織の現状
 - (3) 組織労働者の分布

一六 つぎに,組織労働者は,総数において前年に比べ三二,七八六人の増加を示したにもかかわらず,推定組織率が四三%から四〇%に減少したことは,雇用の増大が組織化されにくい部門(とくに中小企業)や組織化されにくい形態(臨時工等の形で)でより多く行われたためと推察される。

一七 この組織労働者の産業別分布は,二六年と大差なく,製造業一八四万(三二%)が最大で,運輸通信一三七万(二四%)がこれについでいる。製造業のうちでは,紡織四三万(八%)第一次金属二二万,(四%)化学工業二一万(四%)輸送用設備一九万(三%)機械製造一五万(三%)電気機器一.四万(二%)等が主なものである(第一一五表参照)。

第115表 産業別組合組織労働者数

第115表 産業別組織労働者数

盛	j	鞮	組合員数	百分比
全	産	業	5,719,560	100.0
農		業	8,861	0.2
鉱		業	477,200	8.3
石	炭 鉱	業	389,071	6.8
建	設	業	275,827	4.8
製	造	業	1,839,688	32.2
紡	穢	業	427,421	7.5
ED	部 出	版	71,316	1,2
化	学 工	業	213,789	3.7
第	一次金	属	217,002	3.8
機		械	145,160	2,5
電	気機械 器	具	135,235	2.4
翰	送 用 設	備	192,281	3.4
卸売	及び小引	樂	139,424	2.4
	業及び保賢		249,446	4.3
連縮達の公主	通信及びその 全事業	の他	1,369,154	23.9
鉄	道	業	402,130	7.0
地ズ業	ち鉄道及び	軌道	161,155	2.8
水	運	業	164,875	2.9
通	信	業	255,563	4.5
熱分業	化及び動力(共給	151,217	2.6
ታ -	- ピス	業	757,386	13.2
教		育	591,392	10.3
公		務	436,299	7.6
_			·	

(注) 「労働組合基本調査」による。

一八 組合員数の増大は運輸通信及びその他の公益事業,建設業,サービス業(但し組織率は低下)等に見られ,他方減少は公務,製造業等に著しい。製造業の中では第一次金属,紙及び類似品で増加がみられたが,化学,輸送用設備,金属製品の著しい減少のために相殺されている。(第一一五表参照)

一九 最後に適用法規別の組織状況は,調査以後公労法の改正,地労法制定により変更があつたので,法規改正後の分布状況を推定すると上の表のようになる。

- 二 労働組合組織の現状
 - (4) 連合団体の動き

二〇二七年の労働運動において主導的役割を果したものは総評(日本労働組合総評議会)であるが,これを可能ならしめた基盤として総評が全組織労働者の過半を占めていたという事実が認められる。そして二七年中の連合団体の動きも大体総評をめぐる問題を中心に展開された。

すなわち二六年中さして変動をみなかつた総評の組織は,二七年に入り新たに全日通,全港湾,鉄鋼労連,全自動車等の加入をみて更にその組織を拡大した。

- 二一 しかし,このような動きの反面,労闘スト及び七月大会における国際自由労連加入問題をめぐつて総評の内部の対立は漸く激しくなり,総評内右派の「総評の政治的指導」に対する批判的態度は全繊同盟の「民間労組結集」の呼び声から海員組合の「新しい民主的労働戦線の統一方針」へと発展し,更に電産,炭労の二大ストを契機として,全繊,海員,全映演,日放労四単産の総評批判を生み,これが二八年に入り民労連(民主々義労働運動連絡協議会)の結成となつた。
- 二二二十年六月末に行われた労働組合基本調査の結果によれば,労働組合団体としては,総評の外日本労働組合総同盟(総同盟),全日本産業別労働組合会議(産別)及び全国産業別労働組合連合(新産別)があり,その主要構成は第一一七表のごとくになつている。
- 二三 日本労働組合総評議会は,新産別及び全国組合二六組合から構成され傘下単位組合約一万,構成組合員数約三一〇万(全組織労働者の五四%)を占め,前年より約一八万の組織伸長をみた。重電機の解散,日建連の土建総連への改組等がありながらこのような増大をみたのは全日通の加入,自治労協,合成化学,全農林,全電通,全逓従等の増大によるものである。なお,七月以降一二月までの間に,新産別の総評からの絶縁の反面鉄鋼労連,全港湾,全自動車の加入をみた。
- 二四 つぎに日本労働組合総同盟は,六全国組合と運輸,港湾の準備会とり,更に府県連合会一三があり,傘下 単位組合九二〇組合員数二二万(全組合員の四%)となつている。前年と較べると約九万の員数を減少して いるが,これは茨城,奈良の二県連の脱落などの影響によるものである。

また全日本産業別労働組合会議(産別)は三全国組合及び一府県的産業別組織から成り,構成単位組合二百,組合員数二万七千人であつて,前年と比べると印刷,医従の増大をのぞいては一般に組織の減少がみられ,全体として約二万の減少である。更に全国産業別労働組合連合は六全国組合と京都地方連合会より構成され,組合員数は四万である。

前年にくらべ,全化学,電工を始め全般的な組織減少のため約三万を減じている。

二五以上の諸団体に加入していない全国組合は三五組合で,傘下の単位組合数三,五〇〇,組合員数一〇四万である。過去一年の変化をみると全日通が総評に移り,逆に総評傘下の重電機の解散のあと機器電機労連の結成があり,また土建総連,映演総連等の設立があつて,この種の全国組合は前年より約一三万増となったが,調査以後,総評に加入するものがあつたため,六月末から十二月までの間に推定約一三万の減少となった。

最後に全く上級組合に加入していない単位組合,または地方的,連合体,企業連に加入するに止るものは位組合数約一万四千,組合員数一五二万(二六・六%)であった。

第116表 適用法規別組合数及び組合員数

第 116 表

適用法規別組合数及び組合員数

適	用	法	规	組	合	数	組	合	員	数
合			計		2	27,851			5,71	9,560
労	働	組 合	法		1	8,061			3,76	4,337
公 共	企業(体労 働関	係 法			3,701			73	0,379
国	汉 公	務」	法			2,278			24	9,108
地力	5 公	務 貞	法			3,667			91	1,816
地方么	、営 企	業 労働 В	保法			144			6	3,920

(注) 「労働組合基本調査」による。

第117表 年及び加入団体別組合員数

第 117 表

年及び加入団体別組合員数

加	入	系	統	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
合			1)	6,677,427 (100.0)	6,655,483 (100.0)	5,773,908 (100.0)	5,686,774 (100.0)	5,719,560 (100.0)
日本第	分働組	合総	評議会	-	-	(2,764,672)	2,921,228 (51.4)	3,101,829 (54.2)
日本外	分働組	合彩	。同盟	873,470 (13.1)	913,327 (13.7)	835,115 (14.5)	31 3,44 8 (5.5)	218,829 (3.8)
全国 合	能業別	労働;	組合連		-	54,9 14 (1.0)	3) (69 .4 67)	3) (39,746)
全日本	本労 億	組织	型 連	-	-	58,964 (1.0)	-	-
全日4 会議	定業	別労	働組合	1,288,151 (13.4)	1,020,190 (15.3)	290,087 (5.0)	46,708 (0.8)	27,401 (0.5)
	分及び	産別	f産別, に加入	3,087,400 (46.2)	3,403,086 (51.1)	4) (1,323,811) 3,194,404 (55.3)	912,764 (16.1)	1,038,010 (18.1)
以上M 組合	加入	して	いない	1,488,406 (22.3)	1,318,380 (19.8)	1,461,263 (25.3)	1,675,257 (29.5)	1,520,979 (26.6)

²⁵年以降の数字は単位組合が二以上の連合団体に所属している場合は組合員数を夫々集計してあるので各団体(括弧内を除いたもの)毎の数字の合計は合計欄の数字と一致しない。 25年7月結成時の総評組織労働者数を25年6月末現在調査より推定。総評の組織労働者数に含まれている。 上記組成時総評の組織労働者数(総同盟全日労を含む)を差引いた数。 「党無知合其本調本」による (注) 1)

³⁾

[「]労働組合基本調査」による。

三 労働争議の状況

(1) 参加人員及び損失日数

二六二七年の総争議の参加人員は三五二万人で,春の労闘スト,秋の電産,炭労ストを反映して,かなり激しい動きをみせた二六年を約七〇万人も上廻る二三年以来の数字を示した。これを労働組合員数に対比してみると,一〇〇人のうち約六二人が何等かの形で労働争議に参加していることとなるが,一方労働損失日数は,六十日をこえる炭労スト(損失日数約一,〇七七万日)の影響で,戦後最大の約一,五〇〇万日に達した。したがつて平均すれば組織労働者一人につき二・六日の動員が行われたことになるわけである(第一一八表参照)。

第118表 労働争議件数及び参加人員

						第	118 表		労	働	争	識
	y H			間		総					数	_
7	93			INI	件	数	百分比	1	參加人員			分比
							96	1				%
昭	頛	П	21	年	l	920	100.0	1	2,72	2,582	:	100.0
			22	17		1,035	100.0		4,41	5,390		100.0
			23	"		1,517	100.0		6,71	4,843	1	100.0
			24	"		1,414	100.0		3,30	7,407	1	100.0
			25	"		1,487	700.0		2,34	8,397	1	100.0
			26	"		1,186	100.0		2,81	8,688	1	100.0
			27	"		1,246	100.0		3,52	4,899	1	100.0
昭	和27	7年	上当	半期		549	100.0		2,32	8,811		100.0
	"		下半	半期		772	100.0		1,93	7,416		100.0
		_			<u> </u>							

(注) 「労働争議統計」による。

件数及び参加人員

	争	騰行為る	と伴つたも	Ø	争議行為を伴わないもの						
件	数	百分比	參加人員	百分比	件	数	百分比	參加人員	百分比		
		%		96			96	i	96		
	810	88.0	634,983	23.3		110	12.0	2,087,599	76.7		
	683	66.0	295.321	6.7		352	34.0	4,120,069	93.3		
	913	60.2	2,605,483	38.8		604	39.8	4,109,360	61.2		
	651	46.0	1,239,546	37.5		770	54.5	2,067,861	62.5		
	763	51.3	1,026,841	43.7		783	52.7	1,321,556	56.3		
	670	56.5	1,386,434	49.2		584	49.2	1,432,254	50.8		
	689	55.3	1,996,179	56.6		593	47.6	1,528,720	43.4		
	294	53.6	759,680	32.6		267	48.6	1,569,131	67.4		
	424	54.9	785,565	40.5		375	48.6	1,151,851	69.5		

二七 総争議のうち,何らかの争議行為を伴つた争議は件数では約五五%の六八九件,参加人員では約五七%の二〇〇万人である。この争議行為を伴う争議のなかで,同盟罷業の占める割合は件数(五三二件)で約六九%,参加人員(一八五万人)で約九〇%で,同盟怠業がこれについで多い(第一一八及び一一九表参照)。

第119表 年及び争議形態別争議件数及び参加人員

第 119 表 年及び争議形態別争議件数及び参加人員

年	同日	盟 罷 業	工場	身閉 鎖	同盟	息怠 業	業務管理	
	件数	参加人員	件数	參加人員	件数	参加人員	件数	參加人員
昭和21年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
22 "	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
23 //	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
24 //	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,32
25 //	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
26 //	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	_	-
27 "	532	1,853,966	22	7,083	212	616,717	2	476

(注) 「労働争議統計」による。

二八 なお,二七年の労働攻勢の激しさを,作業停止争議の動きでみると,参加人員では二三年の二三〇万につぐ一五五万,損失日数では戦後のどの年よりも桁はずれに大きな一,四九九万で,しかも同盟罷業による損失日数がそのうち九九七%を占めている点(戦後最高の割合)が注目される(第一二〇表参照)。

第120表 作業停止労働争議

第	120	表	作	業	停	止	勞	働	争	識	

				ĺ		損	失	日	数
期		間	件数	参加人員	合	क्षे	同盟罷業 による損 失日数	工場閉鎖 による損 失日数	同盟罷業の 合計に対す る割合
昭和	21	年	702	517,415	6,20	56,255	6,093,263	172,992	% 97.2
	22	"	464	218,832	5,00	35,783	4,894,235	141,548	97.2
	23	"	744	2,304,492	6,99	95,332	6,879,721	115,611	98.3
	24	77	554	1,122,123	4,3	20,688	4,252,334	68,354	98.4
	25	"	584	763,453	5,4	86,059	5,133,162	352,897	93.6
	26	77	576	1,162,585	6,0	14,512	5,972,032	42,480	99.3
	27	11	588	1,548,414	14,99	548,16	14,944,674	46,874	99.7
27年	(上半	4期	231	758,624	1,7	75,347	1,750,688	24,659	98.6
2/年	{ፑዛ	半期	371	741,590	13,2	16,201	13,193,986	22,215	99.6

二九 作業停止争議の参加人員を年間の動きで捉えると,労闘ストと賃金闘争が重なつた四月から七月にかけてと電産,炭労ストが本格化した十月以後の二つの盛上りが見られる。一方,損失日数は労闘ストが特定日を限つて行われたため春は比較的少なかつたのに対し,秋にはとくに炭労ストが長期化したため例年の二倍に達している(第一二〇表参照)。

三〇二七年において労働争議がもつとも広汎囲に,もしくは瀕繁にみられた産業は,組織労働者数約三九万人に対して,作業停止争議の参加人員が総争議の参加人員にほとんど見合う約七二万,労働損知日数が一,一八二万日に達した石炭鉱業である。ここでは組織労働者一〇〇人のうち延約一八六人が同盟罷業を行つており,損失日数でみれば,一人が約三〇日弱ずつ争議行為を行つた勘定になる(第一二一表券照)。

第121表 産業別労労働争議件数,参加人員及び損失日数

第 121 表

産業別労

	租 織 労働者数 (A)
全 厳 業	5,719,560
鉱 業	477,200
石 炭 鉱 業	389,071
建設業	275,827
製 造 業	1,839,688
紡織	427,421
化 学 工 業	213,789
ゴム製品	40,317
印刷出版	71,316
第一次金属	217,002
金 属 製 品	41,519
梭 械 製 品	145,160
電気機械器具	135,235
輸送用設備	192,281
卸売及小売	139,424
金融保险及不動産	247,661
運輸通信及びその 他公益事業	1,369,154
陸 運	651,412
水 運	164,875
熱光及動力供給	151,217
サービス業	839,555
数 育	591,392
公 務	436,299

(注) ム印は減少。 「労働争議統計」による。

働争議件数,参加人員及び損失日数 (昭 和 27 年 1 月 ~ 12 月)

総争議	(D)		作業停	止 労 働 争	議
参加人員 (B)	(<u>B</u>) (A)	件数	参加人員	損失日数	日 数 対前年比較
3,524,899	% 61.6	588	1,548,414	14,991,548	8;977,036
794,797	166.6	106	774,846	12,137,987	7,907,779
723,928	186.1	80	716,104		7,911,863
5,885	2.1	7	616	2,322	△ 2,58
1,007,382	54.8	393	474,681	1,621,533	221,034
269,822	63.1	24	44,930	81,897	△ 603,348
159,030	74.4	42	49,206	310,994	170,413
4,889	12.1	5	3,048	10,103	△ 3,800
13,999	19.6	14	1,434	5,366	△ 2,579
67,995	31.3	24	62,078	137,560	100,14
10,613	25.6	20	4,195	26,546	9,699
95,422	65.7	84	31,326	99,568	△ 39,665
105,409	77.9	38	92,745	234,898	173,81
198,686	103.3	60	164,063	624,166	380,293
17,622	12.6	5	311	374	△ 7,140
7,436	3.0	2	573	573	53
1,533,669	112.0	40	253,221	1,034,358	688,612
1,068,022	164.0	23	181,456	406,012	318,17
90,809	55.1	12	12,143	167,472	108,27
163,945	108.4	2	54,849	452,628	262,93
59,892	7.1	28	32,335	178,824	167,41
59	0.0	1	12	96	90
96,370	22.1	3	11,139	11,139	Δ 7

三一一方,製造業を全体として眺めると,組織労働者数一八四万人(製造業に働く全雇用労働者の約四二%)に対して,総争議の参加人員はその五四%にあたる約一〇〇万人であるが,実際に同盟罷業を行つたのはさらにその約四七%の四七万人である。これを業種別にみると,電気機械器具,輸送用設備(自動車,造船を含む),化学等の部門の動きが活溌であつたが,二六年にはじめて大きな盛上りを示した紡織業は,二七年には損失日数で約六〇万日の減少をみせた。以上のように経済活動がかなり活溌におこなわれていた基礎産業部門の一部,あるいは特需関係部門の事業所などでは労働争議が目立つている(第一二一表参照)。

三二 このほか,運輸,通信その他の公益事業の部門では,電産,国鉄,全逓,私鉄などの全国的な規模の動きを反映して,総争議の参加人員は一五三万人に達しているが,公益事業部門だけに第三者が関与する場合が多く,実力行使に入つたものは,この部門の組織労働者数(この部門の雇用労働者の八二%)の一八%にあたる約二五万人にとどまつている(第一二一表参要)。

三 労働争議の状況

(2) 要求事項別労働争議

三三次に,二七年に発生した労働争議(総争議)を要求事項別にみると,賃金増額が依然として最も大きな比重(二六年七二%,二七年六一%)を占めているが,これも実現困難を見透しての要求の出し渋りから,前年に比べると七〇件の減少となつている。これに対して,実質的な賃上要求の性格を持つ臨時給与金要求の割合(二九%)が大きいのは前年来の傾向である。解雇休業手当,解雇反対,賃金定期支払等の消極的要求は景気の後退を反映して前年に比べるとかなり増加しているが企業合理化反対闘争は未だ本格化していない。これに対して退職金制度確立の要求には社会保障制度確立要求に通ずる積極的な意図もうかがわれ,企業合理化による人員整理の行われた二四,二五年の消極的要求とは質的に幾分異るものがあつた(第一二二表参照)。

第122表 年及び要求事項別労働争議発生件数

			#	§ 122	2 表	年】	とび
3	Z	求	事	ž	Ę	2 1	年
発	生	争	議	件	数	610	100.0)
組名	小承	認又	は組	合剂	5 動	90	(6.6)
労	働	協	約の	締	結	282	(31.0)
質		金	增		額	675	(74.2)
質	金	減	鑕	反	坟	9	(1.0)
11	定	其	H 3	支	払	23	(2.5)
そ	Ø	他	賃 金	関	倸	148	(16.3)
臨	B	충	給	与	金	140	(15.4)
解源	麗休:	業手当	当,退	金貨	制度	154	(16.9)
労	働	協;	的の	効	カ	1	-
労	働	時	間の	変	更	203	(22.3)
休	暇	休	日	関	倸	217	(23.8)
そ	Ø	他	作業	條	件	5	(0.5)
経		営	参	:	加	241	(26.5)
事	業の	休廃	,縮生	D, B	叉対	52	(5.7)
解	雇力	反対	(解雇:	者復)	磤)	183	(20.1)
そ	6	D.	他	人	李	299	(32.6)
福	利	厚	生	施	設	110	(12.1)
そ			Ø		他	436	(47.9)
労		鬪	ス		۲		

(注) 1) 一争議の要求事項は二つ以上の は,21年3.6,22年1.8,23年1.4, 「労働争議統計」による。

要求事項別労働争議発生件数り

2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 4 年	2 6 年	2 7 年
984(100.0)	1,419(100.0)	1,306(100.0)	1,399(100.0)	1,146(100.0)	1,209(100.0)
24 (2.4)	5 (0.4)	-	14 (1.C)	14 (1.2)	12 (1.0)
188 (19.1)	205 (14.4)	143 (10.9)	115 (8.2)	79 (6.9)	75 (6.2)
487 (49.5)	615 (43.3)	250 (19.1)	246 (17.6)	566 (49,4)	496 (41.0)
1 (8.1)	9 (0.6)	49 (3.8)	69 (4.9)	6 (0.5)	15 (1.2)
38 (3.9)	93 (6.6)	252 (19.3)	369 (26.4)	114 (9.9)	128 (10.6)
72 (7.3)	59 (4.2)	63 (4.8)	34 (2.4)	20 (1.7)	28 (2.3)
153 (15.5)	155 (10.9)	127 (9.7)	225 (16.1)	347 (30.3)	352 (29.1)
155 (15.8)	158 (11.1)	306 (23.4)	275 (19.7)	114 (9.9)	186 (15.4)
-	-	-	13 (0.9)	2 (0.2)	2 (0.2)
42 (4.3)	17 (1.2)	4 (0.3)	5 (0.4)	11 (1.0)	8 (0.7)
44 (4.5)	19 (1.3)	6 (0.5)	3 (0.2)	8 (0.7)	9 (4.7)
6 (0.6)	5 (0.4)	8 (0.6)	17 (1.2)	7 (0.6)	9 (0.7)
47 (4.8)	44 (3.1)	5 (0.4)	12 (0.9)	3 (0.3)	3 (0.2)
47 (4.8)	53 (3.7)	67 (5.1)	31 (2.2)	19 (1.7)	18 (1.5)
113 (11.5)	179 (12.5)	347 (26.6)	259 (18.5)	102 (8.9)	139 (11.5)
54 (5.5)	33 (2.3)	18 (1.4)	17 (1.2)	17 (1.5)	32 (2.6)
26 (2.6)	23 (1.6)	4 (0.3)	3 (0.2)	3 (0.3)	9 (0.7)
292 (29.7)	305 (21.5)	177 (13.6)	30 (2.1)	5 (0.4)	6 (0.5)
-	-	-	-	-	67 (5.5)

場合があるので各欄の計は発生件数と一致しない。なお各欄の計と発生件数の比率 24年1.4,25年1.2,26年1.3,27年1.3,

三四 その他,宇部興産,鉄興社等にみられた一連の解雇反対闘争も,その実際は,積極的なものと消極的なものとがあつて簡単に論じえないが,数字の上では前年に比べて幾分増加している。

この他,二七年における特徴的な争議の要求は,破防法反対,労働法規改悪反対という政治的スローガンをかかげて立上 つた労闘ストの要求であり,このことは,すでに述べたところである(第一二二表参照)。

三五 ここで二七年の労働争議の規模をみると,総争議では一件当りの参加人員は二,八九五人で二六年以来ふたたび増加傾向を辿つているが,二二,二三年の一件当り四千人台にははるかに及ばない(第一二三表参照)。

第123表 年別一件当り平均争議参加人員

第 123 表 年別一件当り平均争議参加人員

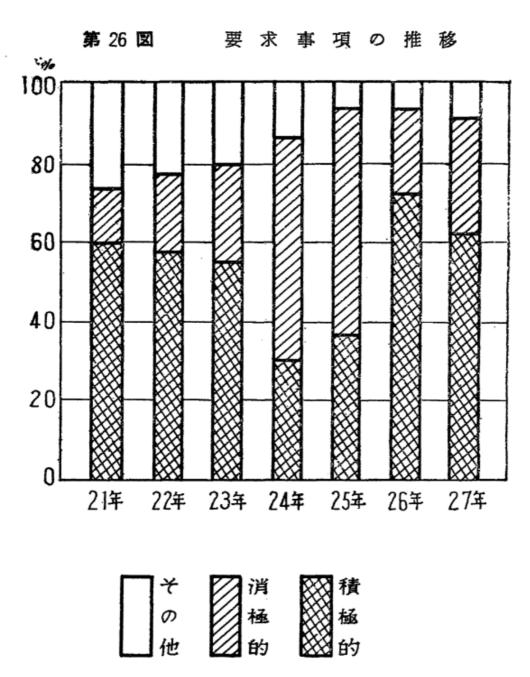
総 争 議	争議行為を伴うもの	作業停止争議
2,959	784	737
4,266	432	472
4,426	2,854	3,097
2,339	1,904	2,025
1,579	1,346	1,307
2,377	2,069	2,018
2,895	2,219	2,633
	2,959 4,266 4,426 2,339 1,579 2,377	2,959 784 4,266 432 4,426 2,854 2,339 1,904 1,579 1,346 2,377 2,069

(注) 「労働争議統計」による。

○人以上の大争議の増加が顕著である。なお,二七年の一,○○○人以上の総争議は,件数では一九七件で全体の一五・八%にしかあたつていないにもかかわらず,参加人員では九四・六%を占めている。

このことはいいかえれば,一方では中小規模の単独争議が減少しつつあるということ,中,小組合では諸情勢の変化にもとずき要求を提出することさえ,ますます困難になつていることがうかがわれる反面,連合体争議をはじめとする大規模争議は著しい増加傾向を示して,基幹産業における労働戦線の統一が促進されている事情を物語つている。

第26図 要求事項の推移



(注) 「労働争議統計」による。

二七年においても破防法反対等の政治的な要求や,マ・バ方式による積極的な賃上要求をかかげで闘つたのは,単産乃至全国的企業連合の大組合で,消極的な受身な闘争に終始している中小規模の組合は概ね依然として統一闘争の枠外にとりのこされ,しかも政治,経済情勢の変化に伴い,ますます単独では立上りにくい状態に追い込まれていることが察せられる(第一二四表参照)。

第124表 年及び規模

規	模		2		5		年	
296	19t	件		数	参	加	人	員
合	計		1,526	(100)		2,	344,506	(100)
1~	49人		597	(39.1)			23,474	(1.0)
50~	99人		229	(15.0)			16,264	(0.7)
100~	499人		393	(25.8)			88,944	(3.8)
500~	999人		133	(8.7)			94,447	(4.0)
1,000~4	,999人		131	(8.6)		:	292,244	(12.5)
5,000人	以上		43	(2,8)		1,	129,103	(78.0)

別総争議件数及び参加人員

	2		6		年			2		7		年	
#		数	參	加	人	員	件		数	参	加	人	員
1	,199	(100)		2,86	4,849	(100)		1,246	(100)		3,52	1,899	(10.0)
	359	(29.9)		:	7,057	(0.3)		378	(27.9)		8	3,447	(0.2)
	179	(14.9)		13	3,146	(0.5)		195	(15.7)		13	3,898	(0.4)
	376	(31.4)		8	6,139	(3.0)		387	(31.1)		90	,724	(2.6)
	106	(8.8)		73	3,615	(2.6)		119	(9,6)		80	0,635	(2.3)
	122	(10.2)		27	1,507	(9.5)		128	(10.3)		287	7,301	(8.2)
	57	(4.8)		2,418	8,885	(84.2)		69	(5.5)		3,043	3,894	(86.4)

三六 最後に年間の総争議の解決状況をみると,争議期間は,件数では二六年と同様に五日以内が二七%を超えており,一一日から二〇日までのものがこれについでいる。これに対して解決までに三一日以上の期日を要した争議は,電産,炭労等の大規模争議の長期化を反映して,件数では全体の一九%にすぎないのに参加人員ではほとんど半数近くを占めている(第一二五表参照)。

第125表 争議期間及び年別労働争議解決件数及び参加人員

第125表 争議期間及び年別労

項	Ħ	目 5日以内			
昭和24年	:	204 (16.1) 210,456 (10.4)	157 (12.4) 73,184 (3.6)		
〃 25年	:	310(21.7) 114,175((7.9)	227 (15.9) 77.641 (5.4)		
// 26年	。	322 (27.7) 178,735 (9.1)	230 (19.8) 161,220 (8.2)		
〃 27年	, 学加 人員	302 (27.2) 105,678 (3.6)	203 (18.3) 253,564 (8.0)		

働争譲解決件数及び参加人員

11 日~20 日	21 日~30 日	31日~100日	101 日以上
215 (16.9)	148(11.7)	428 (33.7)	118(9.3)
52,429 (2.6)	317,119 (15.6)	757,867 (37.3)	619,600 (30.5)
24.5 (1.17)	170 (11.9)	358 (25.1)	119 (8.3)
163,918 (11.4)	113,320 (7.9)	860,544 (59.7)	111,944 (7.8)
233 (20.1)	123 (10.6)	201 (17.3)	53 (4.6)
340,843 (17.3)	173,100 (8.8)	775,953 (39.3)	343,768 (17.4)
232 (20.9)	117(10.6)	212(19.1)	43 (3.9)
239,921, (8.2)	283,576. (9.7)	1,354,164 (46.2)	711,502 (24.3)

なお,二七年中に解決をみた作業停止争議の継続期間をみると,十日以下が四九二件(八六%)参加人員約八八万人(五六%)——日以上が七七件(一四%約六九万人(四四%)である。そして,二一日以上は上半期にはわずか——件約二万六千人であるが,電産,炭労ストをはじめとする秋の賃金攻勢の結果,下半期には二四件,約三二万七千人に達した(第一二六表参照)。

第126表 作業停止労働争議の継続期間

鉱	126	表	V ∈	蓥	停	ιĿ	44	価値

期		間	合		計	10	日	以	下
790		IM)	件	数	参加人員	件	数	參 加	人員
昭和2	27年上≧	半期		200 (100)	672 , 215 (100)		175 (87.5)		398,352 (59.3)
下	半	期		369 (100)	900,184 (100)		317 (85.9)		481,344 (53.5)
	計			569 (100)	1,572,399 (100)		492 (86.4)		879,696 (55.9)

争 議 の 継 続 期 間

1 1	日 ~	20日	21日~	- 30 日	31 日	以上
件	数	參加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
	(7.0)	247 , 790 (369)	(2.0)	21,871 (2.3)	(3.5)	4,202 (0.6)
	28 (7.6)	92,046 (10.2)	(3.0)	33,146 (3.7)	13 (3.5)	293,694 (32.6)
	42 (7.4)	339,836 (21.6)	15 (2.6)	65,017 (3.5)	20 (3. 5)	297,850 (37.6)

三七 要求の貫徹率ならびに不貫徹率は,件数では二五年以来次第に低下してきている。すなわち貫徹したものは,六二件,参加人員は七,六二九人で比較的小規模組合にみられた現象である。一方,不貫徹となつたもののうち代表的な争議は五月に要求の提出された三井化学の賃上要求争議(参加人員四,八八〇人)で,かなり複雑な経過を辿りながら九月の解決結果は遂に不貫徹に終つている(第一二七表参照)。

第127表 争議結果,年別労働争議解決件数及び参加人員

第 1	27	表	争識結果,	年別労働争議解決件数及び参加人員
-----	----	---	-------	------------------

7	項	耳	総	数	貫	徹	妥	協	不	貫	徹
昭和	124年	条加人員		70 (100)	l	7 (0.8)	8	45 (66.5)		288	(22.7)
				55 (100)				76 (82.0)		,986	(10.7)
"	25年	件数	1,4	29 (100)	153	(10.7)	1,0	46 (73.2)		230	(16.1)
	20-7-	件 数 参加人員	1,441,5	42 (100)	33,515	(2.3)	1,013,1	40 (70.3)	394	,887	(27.4)
7)	26年	件 数 参加人員	1,1	62 (100)	92	(7.9)	9	83 (84.6)		87	(7.5)
	20-	参加人員	1,973,6	19 (100)	40,659	(2.1)	1,864,4	00 (94.5)	.68	,560	(3.5)
n	27年	/件 数 参加人員		09 (100)		(5.6)	9	68 (87.3)		79	(7.1)
_		參加人員	2,930,4	05 (100)	7,629	(6.3)	2,408,2	91 (82-3)	514	,48 5	(17.6)

なお,争議の解決が,労使直接の交渉にもとずいたものと,第三者の関与したものとの比率は,独立後の労使紛争に自主的解決が要請されていたにもかかわらず,二五年以来目立つた動きがみられない(第一二八表参照)。

第128表 労委関与,不関与及び年別労働争議解決件数及び参加人員

第 128 表 労委関与,不関与及び年別労働争議解決件数及び参加人員

項	目	総	数	当事者 交	直接	労働委 関	員会 与	そ	の他
即手口人会	/件 数 参加人員	1,27	0 (100)	50	0 (39.4)	614	(52.3)	10	6 (8.3
HT 7824-1-	参加人員	2,030,65	5 (100)	525.71	3 (25.9)	1,303,017	(64.2)	201,92	5 (9.9
25/45	件 数	1,42	9 (100)	60	3 (42.2)	610	(42.7)	21	9 (15.3
254-	件 数 参加人員	1,441,54	2(100)	470,08	5 (38.6)	358,837	(24.9)	613,40	B (42.6
26/25	件 数 参加人員	1,16	2(100)	50	1 (43.1)	477	(41.0)	18	4 (15.8
264	参加人員	1,973,61	9 (100)	850,97	6 (43.1)	1,055,748	(53.5)	66,98	32 (3.4
ou be	件 数	1,10	9 (100)	48	2 (43.5)	467	(42.1)	16	0 (14.4
27年	参加人員	2,930,40	5 (100)	1,028,43	9 (35.1)	1,417,683	(48.4)	484,28	3 (16.

(注) 「労働争議統計」による。

三八 最後に二七年の労働争議の中から賃上要求に関する争議だけを取り出してみると,年間の総件数は四九八件で,この中約四〇%がベース・アップを獲得し,残りの四〇%が臨時給与金その他に振りかえられ,残余の二〇%は不貫徹乃至未解決となつている(第一二九表参照)。

第129表 賃金増額を要求した争議

第 129 表 賃 金 増 額 を 要 求 し た 争 (昭和27年1~

				妥		
ä	頁	目	合 計	賃増のみ	一時金	≥ 振 替
				дагоо	全 面 的	部分的
合	9 4-	{件数2)	498 (100.0)	198 (39 . 8)	33 (6.6)	166 (33.3)
合 計	参加人員	1,884,943 (100.0)	928,656 (49.3)	47,429 (2.5)	537,205 (28.5)	
巻 4 の み	(件数2)	300 (100.0)	175 (58.3)	14 (4.7)	55 (18 . 3)	
~ 34		参加人員	1,407,663 (100.0)	891,575 (63.3)	9,791 (0.7)	162,043 (11.5)
附带	臨時給与	件 数2)	84 (100.0)	7 (8.3)	_	50 (57.5)
要求の	求 ~	参加人員	376,204 (100.0)	31,095 (8.3)	-	328,638 (87.4)
ある	その他	件 数2)	114 (100.0)	16 (14.0)	19 (16.7)	61 (53.5)
8	他	参加人員	101,076 (100.0)	5,986 (5.9)	37,638 (37.2)	46,524 (46.0)

⁽注) 1) 主として労働條件の変更を伴つたもの。

²⁾ 第 122 表と一致しないのは第 122 表において連合体争議として一件になお、賃金増額要求の争議による年間労働損失日数合計は 14,991,548 「労働争議統計」による。

(総 括 表)

12月)

		協				
定 期	昇 給	ı) その他	不貫徹	未解決	賞 徹	不 剪
金 面 的	部分的					
(0.8)	(1.6)	7 (1.4)	32 (6.4)	29 (5.8)	(2.2)	10 (2.0)
1,461 (0.1)	8,084 (0.4)	960 (0,1)	22,582 (1.2)	331,188 (7.6)	(0.0)	6,578 (0.3)
-	5 (1.7)	(0.7)	13 (43)	20 (6.7)	(2.0)	(3.3)
_	6,577 (0.5)	438 (0.0)	5,073 (0.4)	325,182 (23.1)	406 (0.0)	6.576 (0.5)
-	(1.2)	3 (3.6)	14 (16.7)	5 (5.9)	(4.7)	=
-	718 (0.2)	463 (0.1)	14,229 (3.8)	708 (0.2)	353 (0.1)	-
(3.5)	(1.6)	(1.6)	5 (4.4)	(3.5)	(0.9)	-
1,461 (4.9)	789 (0.8)	59 (0.1)	3,280 (3.2)	5,298 (5.2)	(0.0)	_

まとめられた争騰が本表では企業別に分けられたためである。 日であり、総損失日数に対して 86.0%である。

三九 そしてベース・アップの状況は現行ベースに対して五〇〇円乃至一,〇〇〇円アップが最も多く全体の一九%,つづいて一,〇〇〇円乃至一,五〇〇円が一八%,一,五〇〇円乃至二,〇〇〇円が一三%となつている。また現行ベースの低いものはベース・アップの金額も相対的に低く,ベースの高いものはその逆となつており,この点ではベース・アップ争議を通ずる賃金水準の平準化はあまりみうけられない(第一三〇表参照)。

第130表 現行ベース及び上昇金額別件数及び参加人員

第130表 現行べ~ス及び上

現行ペース	WASTE D		上		昇
20111111	及び気目	11	о п	500页以下	1000回以下
it {	件 数 参加人員	299 (100.0) 1,175,277 (100.0)	46 (15.4) 105,514 (9.0)	31 (10.4) 36,713 (3.1)	58 (19.4) 399,991 (33.9)
8,000円 {	件 数	82 (100.0) 39,736 (100.0)	12 (14.6) 3,256 (8.2)	(20.7)	19 (23.2) 2,294 (5.8)
8,000円	件 数 参加人員	56 (100.0) 51,762 (100.0)	(23.3) 4,340 (8.4)	(8.9)	12 (21.4) 30,654 (59.2)
15,000円 {	件 数 参加人員	130 (100.0) 982,131 (†00.0)	15 (11.5) 86,708 (8.8)	(5.4)	22 (16.9) 357,254 (36,4)
15,000円 { 25,000円 {	件 数	31 (100-0) 101,648 (100-0)	(19.4) 11,210 (11.0)	(6.5) 1,381 (1.4)	5 (16.1) 7,789 (7.7)

⁽注) 「労働争業統計」による。

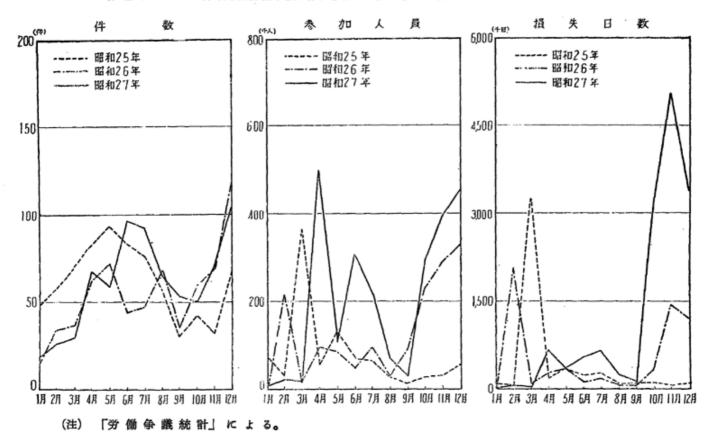
昇金額別件数及び参加人員

		金			額	
1,500円 以拿下	2,000円 以 下	3,000円 以 下	4,000円 以 下	5,000円 以 下	不 明	未解决
53 (17.7)	40 (1 3.4)	36 (12.0)	(2.3)	3 (1.0)	10 (3.3)	15 (5.0)
77,828 (6.6)	63,243 (5.4)	362,867 (27.8)	108,631 (9.2)	1,778 (0.2)	9,700 (0.8)	48,012 (7.1)
,,,,,,	(334)	,				
14 (18.3)	5 (7.3)	5 (7.3)	_	3 (4.9)	(6.1)	3 (4.9)
1,368 (3.4)	277 (0.7)	389 (1.0)	_	1,778 (4.5)	6,158 (15.5)	
7 (12.5)	7 (12.5)	(10.7)	_	-	(3.6)	(7.1)
1,300 (2.5)	4,949 (9.6)	1,485 (2.9)	_	-	1,325 (2.6)	172 (0.3)
26 (20.0)	(16.2)	23 (17.7)	(5.4)	_	(3.1)	(3.8)
58,584 (6.0)	41,693 (4.2)	322,589 (32.8)	107,631 (11.0)	_	2,217 (0.2)	1,627 (0.2)
6 (19.4)	7 (22.6)	(6.5)	_	_	_	(9.7)
16,576 (16.3)	16,322 16.1)	2,404 (2.4)	_	_	~	45,966 (45.0)
	i					

第27図 作業停止労働争議件数,参加人員及び損失日数



作業停止労働争議件数、参加人員及び損失日数



四 本年労働運動の諸問題

(1) 労闘スト

四〇本年の労働運動において一つの特長として取り上げられるのは,いわゆる労闘ストが行われたことである。平和運動とならんで労働法規改訂やゼネスト禁止法案の立案等をめぐり,すでに二六年においてかなり活溌な動きを示していた総評ならびに労働法規改悪反対闘争委員会(労闘)は,二七年に入ると一月早々から着々と実力行使の準備を進め,四月一二日の第一波を皮切りに六月二〇日の第五波までに参加人員が延二七〇万に及ぶ労闘ストを展開した(第一三一表参照)。

第131表 労闘スト総参加人員

	第 131	表	労 闘	スト総	参加人	負		
期	Ħ	合 計	実質	的な争議	主要労組			
790		7 11	小 計 罷 業 (A) (B)		总 業 (B) (A)		主安为起	
合	計	2,698,000	1,286,378 (760,864)	684,689	601,689	53.2		
第 1	波(4/12)	299,000	198,604	118,449	80,155	59.6	電産,全自動車,全 国金属等 炭労,全鉱,電産,	
第 2	波(4/18)	1,141,000	484,566	389,751	94,815	-80.4		
第 3	波(6/7)	479,000	208,964	25,113	183,851	12.0	健帝 ム白動車 ム	
第 4	波(6/17)	510,000	262,782	47,571	215,211	18.1	電産,全鉱,炭労等	
第 5	波(6/20)	266,000	131,462	103,805	27,657	79.0	海員,私鉄,全鉱等	

(注)1. 「労働省労働争議統計」による。

四一 しかし破壊活動防止法案及び労働法規改正案の成立阻止を目標に一斉争議を決定した総評,労闘合同会議のはじめの勢いにもかかわらず,第一波の前日破防法一部修正の政府の談話が発表されるや,炭労と金鉱が予定を変更したのみならず,全自動車等の組合を除き,職場放棄を職場大会に切替えた組合も少くなく,ストの足並みは最初から乱れた(第一三二表参照)。

第132表 組合別労闘スト参加人員数

^{2.} 二回以上参加したものを一人として計算した数 (実人員)。

第 132 表 組合 別 労

	第 一	波 (4月)	2日)	第 二	波 (4月	18日)
組合名	計	罷 業	怠業	計	罷 業	怠業
슴 計	198,604	118,449	80,155	484,566	389,751	94,815
全国纖維産業労 働 組合 同 盟	-	-	-	1,327	-	1,327
日本炭鉱労働組合	73,666	73,666	-	237,683	237,420	263
日本私鉄労働組合総連合	-	-	-	88,616	87,924	-692
全日本海員組合	-	-	-	9,911	9,911	_
日本電気産業労働組合	54,688	8,087	46,601	66,860	5,055	61,805
全日本金属鉱山労働組合連合 会	6,772	3,249	3,523	23,3 27	22,959	368
全国金属労働組合	17,542	13,250	4,292	6,167	2,146	4,021
合成化學產業労 働 組 合 連合	754	17	737	-	-	-
化学避業労働組合同盟	972	293	679	-		-
全日本造船労働組合	678	-	678	-	-	-
全日本 自動 車 産 業 労 働 組 合	12,993	12,140	853	12,973	975	12,025
- 日本鉄鋼産業労働組合連合会	5,200	5,200	-	8,901	5,329	3,572
全国電機工業労働組合	1,766	1,766	-	3,800	-	3,800
全日本港湾労働組合	-	-	-	2,060	509	1,551
全日通労働組合	8,611	-	8,611	-	-	-
東京貨物自動車運送労働組合	2,115	-	2,115	-	-	-
東 印 労	2,688	-	2,688	-	-	-
昭和電工労働組合	4,478	18	4,460	-	-	-
西日本重工労働組合	-	-	-	16,301	16,203	98
新 産 別	135	-	135	433	-	433
金日本金属労働組合	4,904	645	4,259	2,305	434	1,871
全国電気工事労働組合	-	-	-	424	63	361
その他の組合	642	118	524	3,476	848	2,628

器スト参加人員数

第三	波(6)	月7日)	第 四	波 (6)	月17日)	第 五	波 (6月	20日)
計	罷 業	念 業	計	罷 業	怠 業	計	罷 業	怠 業
208,964	25,113	183,851	262,782	47,571	215,211	131,462	103,805	27,657
4,671	-	4,671	929	860	69	54,420	36,529	17,891
85,216		85,216	130,636	102	130,534	-	-	-
-	-	-	-	_	-	53,344	50,618	2,726
9,932		9,932		-	-	11,499	11,499	-
50,900	7,216	43,684	48,8 01	6,666	42,135	-	-	_
5,534	2,172	3,362	12,332	11,261	1,071	2,989	-	2,989
12,861	49	12,812	5,594	1,673	3,921	-	-	_
917	17	900	4,356	2,195	2,161	-	~	_
1,163	313	850	-	-	-	-	~	-
1,681	1,681	-	1,124	-	1,124	-	-	
7,666	7,189	477	355	-	355	3,901	-	3,901
3,910	640	3,270	-	_	-	-	-	-
-	-	-	8,283	5,226	3,057	-	-	_
3,957	1,320	2,637	-	-	-	4,337	4,187	150
-	-	_	28,504	-	28,504	900	900	_
547	105	442	-	-	_	-		-
-[-	-	-	-	-	-	-	_
281	-	281	1,100	1,100	-	-	-	-
16,500	3,400	13,100	15,275	15,275	-	-	-	-
-	-	-	4,665	3,139	1,526	-	-	-
2,223	961	1,262	108	-	108	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-
1,005	5C	95 5	720	74	646	72	72	-

四二 このような炭労の第一波からの脱落に示されている組合間の意見の不一致等をめぐつて表面化した総評,労闘内部の左右の対立は,メーデー事件を契機として,労調法,警察法の一部改正,集会示威運動秩序保持に関する取締等の諸法案の国会上提方針があきらかにされ,さらに日経連が政治ストに対する責任追及の,基本方針を公けにした後において,ますます微妙なものとなつた。すなわち強硬派の炭労,電産,全自動車,全国金属,合成化学等の組合が破防法反対に重点をおくスト早期決行を主張したのに対して,海員,全繊,私鉄等の組合は,労働法規改悪反対を目標として闘う自重論を主張し,第三波以後においてこれらの組合はそれぞれ独自の行動をとるにいたり,労闘ストの所期の方針は大幅に崩れた。

四三 しかしながらこの労闘ストは,1)政治的な要求を前面にだして闘われたという点でわが国労働運動は

昭和27年 労働経済の分析

じまつて以来の大規模闘争であり,同時に,2)従来総評に批判的であつた組合の中から総評加入の動きがみられるように,労働戦線の統一を促進した面も一部に見られる。しかし他面,3)総評内部の対立がこれを契機としてさらに深刻化したこと,4)組合間の意志の疎通が不十分で争議が中途で腰くだけになつたこと等も摘摘されなければならない。

四四 労闘ではこの闘争を自己批判して,1)労闘ストは歴史的大闘争で,階級的な連帯性をめばえさせつつあり,2)政治闘争と経済闘争の本質的一致が把握されたが,3)労闘ストの規定ずけがあいまいで,抗議ストということで意見の調整をはあつたことが,労闘ストのなかに混乱をみちびきいれる結果となり,4)闘争そのものに階級的筋金が入つていなかつたといつている。

四五 一方,使用者側は,日経連が五月一四日に政治ストに対する責任追及の基本方針を決定し「第三波ストに対しては,この方針を適用することにし,組合のスト通告に対してに事前警告を発してこれを峻拒し,政治ストの違法性を明らかならしめるとともに,責任追及の態度を留保すること,休日振替などの便宜措置は拒否すること」の三項目を公式に申合せた。

この日経連の基本方針は,第三波の職場大会責任者を処分した日通笹島問題に典型的にあらわれている。 このように政治ストに対する使用者側の強硬な態度は,その後労闘の方針が国会工作にうつつたため「反 省がきわめて顕著であるとみとめられる組合」に対しては,責任迫反を猶予するという申合せで一応一段 落した。

四 本年労働運動の諸問題

(2) 電産,炭労スト

四六 本年の労働運動において,春の労闘ストと並んで指摘される争議は秋から冬にかけて行われた電産,炭 労の二大ストであり,この両ストはその争議が長期且つ熾烈であつたことにおいて,また講和後の新しい労 使の力関係を打ち立てようとして労使双方がこのストを通じて激しく対立した点において注目される。

四七電産,炭労は総評のマーケット・バスケット方式に則り,それぞれ現行ベースに対し五二%(電産),九三%(炭労)の大幅賃上げを要求したのに対し,使用者側はこれを全面的に拒否し,炭労の場合は逆に標準作業量引上げという実質的な賃金切下案を提示したため,両者の話し合いがつかず,電産は九月一七日,炭労は一〇月一三日より相ついで争議行為を行つた。その後,両ストは労使対立のまま長期にわたつて続けられたが,ついに炭労ストは六二百の長期ストの後最初の緊急調整の発動を受け,一二月一七日保安要員総引揚の直前ストを中止,二七日双方中労委の斡旋により解決した。一方電産も一二月八日の東電労組の会社個別交渉による妥結に続いて,関東,中部,関西,地本も地方交渉で妥結したので組織内部の団結が崩れ,一八日中労委の斡旋案をのんで争議に終止符を打つた。

四八 このような電産,炭労二大ストの動きに対し,世論の一部に公益事業における長期にわたるストは国民経済に与える影響が大きいので,何らかの方法によつてこの種争議を調整すべきであるという意向が示された。

(注) 1) 事误	組合損失賃金 社 側 損 失	炭、波電	妥結条件	組合要求	争議行為の形態	労働損失日数	争議参加人員	争 議 期 間 1)	項目
事業連合会の資料による。 炭労は第一波ストより、電産は中労委関与の日より、妥結調印まで。	一五八、四八九万円一七〇億円(2)	七三三	一貫付等との一世の	家族手当一人につき八〇〇円(込)本人給坑外夫一方当平均五六〇円、坑外夫一、〇六〇円(込)	同盟絕業、同盟怠業	間接 五五〇、〇〇〇日直接 一〇、七七一、九四四日	二八二、六四七人	至十二月二十九日 七十七日間自 十 月 十 三 日 七十七日間	炭
2) 通産省調査による。 3) 電気	三一、六三四万円 3)	二、六四	月以降週実兴準賃金一五、	八〇〇	電源スト、停電スト、事務系職場放棄	≡41,000¥	1 1 1 1 000×	至 十二月十八日 二二〇日間	電電

なお両ストの争議期間,損失日数,経済的影響などを示せば,前頁のごとくである。

四 本年労働運動の諸問題

(3) 総評の賃金綱領案をめぐる論争

四九 本年の組合側の経済闘争において大きな問題を提起したのは総評の打出したいわゆる賃金綱領案である。

この賃金綱領案は二つの観点から作成されている。第一は生産力が戦前水準を突破し,労働生産性もほぼ戦前水準に回復したから,賃金も戦前水準に復帰すべきであるということ,第二には現在の低賃金が農村の尨大な潜在失業者と中小企業の低賃金によつてもたらされているからこれを打破するために最低賃金法を制定すべきであるということで,戦前水準賃金として手取り二万五千円,最低賃金として八千円という数字が示されている。

五〇 そして本綱領において注目されるのは従来のCPI,CPS方式を止めてマーケット・バスケット方式(生活物量方式)を採用している点であるが,本綱領案の発表以後総評傘下の私鉄総連,合化労連,紙パ労連が相ついで春季賃上げ闘争に本綱領に沿つたマ・バ方式を採用し,秋季闘争でも官労,電産,炭労,日通などが同様方式による賃金要求をかかげて闘争を展開した。

五一 一方これに対し使用者側は総評の賃金綱領案はその算定基礎が科学的でないし,且つ日本経済の現状 に即さないもので明らかに政治的意図の下に作成されているとして,これに真向うから反対の意向を示し た。

いまその論拠を示すと,戦前水準賃金については,1)選定された業種が機械器具工業に属し,且つ一六才未満のものと女子を除いていること,2)戦前基準物価指数の算定に当つて,恣意的に高級の品目がとられ,算式もラスパイレス方式によつていること等が指摘され,最低賃金八千円については,1)CPS東京の標準生計費より割り出していること,(2)もしこれを実施すれば,中小企業のみならず大企業においても経営が困難になり,企業の支払能力を無視していることなどがあげられている。

(注)なお参考のため,戦前水準賃金二万五千円の算定基礎を示せばつぎのとおりである。

- 四 本年労働運動の諸問題
 - (3) 総評の賃金綱領案をめぐる論争
 - A 戦前賃金
 - (イ)機械器具工業男子工員全国平均一日当り賃金
 - (口)就業日数 二六日
 - (ハ)同工員と職員の賃金格差 一対二・〇〇六
 - (二)同工員と職員の人員比率 八八七対一一三
 - (1) 2円23銭×26=57円98銭
 - (2)((57円98銭×2,006×113)+(57円98銭×887))/100=64円46銭

- 四 本年労働運動の諸問題
 - (3) 総評の賃金綱領案をめぐる論争
 - B 戦前基準物価指数
- (イ)基準年度 昭和九~一一年
- (ロ)費目別ウエイト 内閣統計局家計調査の七〇~八〇内の収入階層
- (ハ)物 価 東京小売物価で戦前は商工省調査,戦後は物価庁,日銀調査
- (二)算 式 ラスパイレス式物価倍率 三八六倍(3) 64円46銭×386=24,811円56銭

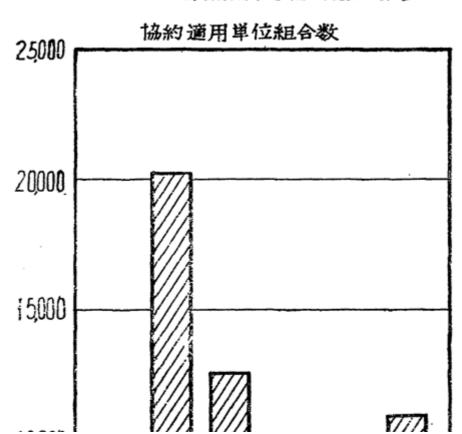
四 本年労働運動の諸問題

(4) 統一協約闘争

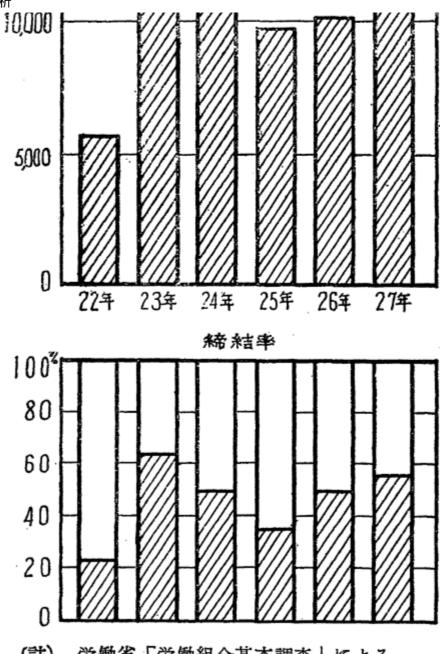
五二 二七年における労働協約に対する態度は「統一労働協約」への志向にその特色を見ることができる。この統一協約は,二六年末頃から労組の取上げるところとなつたが,二七年に入ると,全造船,全鉱,炭労,全電線,全自動車,全繊同盟,全銀連,化学同盟,合成化学,私鉄総連,全倉庫等多数の主要な全国組合が揃つて統一協約闘争方針乃至統一協約標準案を発表するに至り,この問題は従来にない広汎な動きとなつた。

五三 この動きは、いわめる統一斗争の一環として理解される。すなわち、最近労使関係に対する規定要因としての労働協約の重要性に対する認識は漸く普遍化し、二七年六月末には協約締結能力ある単位組合の五五%,同組合員数の七〇%が協約の適用をうけるに至つているが(第一三三表参照),独自に協約を締結している組合五、三一八のうち圧倒的な部分(九五%)までが企業別組織であり産業別,職業別等の組合が協約を締結することは甚だ稀であつた(第一三四表参照)。これは企業別組織の多いわが国の組合組織の特色を反映するものであるが、そのため労働条件が各企業によつてまちまちであるのに応じて労働協約の内容もまた区々である実情にある。

第28図 労働協約適用組合数の推移



第 28 図 労働協約適用組合数の推移



(註) 労働省「労働組合基本調査」による。

第133表 年別労働協約締結率及び適用率の推移

第 133 表 年別労働協約締結率及び適用率の推移 (6 月末現在)

年	適用を受けた 組 合 数	締結率	適用を受ける 組 合 員 数	適用率
昭 和 22 年	5,591	% 23.9	_	%
23 "	20,301	62.8	3,912,945	79.0
24 //	14,099	50.4	3,744,763	65.5
25 //	9,746	45.1	2,552,681	58.8
26 #	10,329	50.5	2,646,219	61.8
27 //	11,054	54.4	2,969,576	69.4

(注) 労働省「労働組合基本調査」による。

第134表 組織別独自締結労働協約数

第134表 組織別独自締結労働協約数 (昭和27年6月現在)

組	織	単位組合	連合団体又 は 協 議 会
合	計	4,905	413
企業	能別	4,681	376
産業	能別	146	33
職業	麗 別	59	3
そ @	0 他	19	1
		l	

(注) 「労働組合基本調査」による。

このような不統一は企業の枠を破つて労働条件の統一化をめざす産業別統一闘争にとつて様々な制約を生んだ(例えば,本来組合地位保障の規定である唯一交渉団体の規定=この規定は約六〇%の協約に見出される=のために,下級組合の団体交渉に際して上級組合役員の参加が阻げられるとか,賃金協定期間の相異のため統一闘争に参加出来なかつた等)。

五四 従つて,標準案の現段階は,統一的行動を阻害するような規定を排除することに重点が置かれており,各漂準案に共通した点として,1)上部団体の団体交渉権の確認(及び交渉委任禁止の除去)2)完全ユニオン・ショツプ制の採用,3)平和条項,争議制限条項の排除,4)人事権における同意・協議約款等がクローズアップされている。

五五 このように現在の統一協約は一応企業連を前提としながら、それらの協約な統一することにより全国組合の統制力を強化することに重点があるが、この統一協約の問題は元来組合の組織上の問題と内的な関連をもつものであり、この意味では、二七年秋の争議において電産が統一協約を電産単一の問題として闘つたこと、全鉱の秋の協約闘争において、古河鉱業が現行協約を金鉱単一化の時期まで存続させることで妥結したこと、等は極めて暗示的である。

五六 しかし,統一協約の動きは二七年中は標準案の発表をみた程度で具体的な動きは二八年に持越されたが,この問題について七月以来研究中であつた日経連は一二月に至つて「労働協約締結の基本方針」並に「基準集」を決定した。これは,1)絶対的平和条項,2)団体交渉の対象範囲の制限,3)経営権の確立等の方向を指示し,組合の方針と真向から対立しているが,組合の統一闘争を観念的,政治闘争と断じ「労使間において妥協すべき基盤は殆どない」とした強硬な態度は,統一協約闘争の進路に大きな影響を与えるものと考えられる。

四 本年労働運動の諸問題

(5) 駐留軍労組をめぐる問題

五七本年における特殊な労働問題としては,以上の外,駐留軍労働者を中心とする労組の動きがあげられる。本問題は講和の発効直後の四月,英連邦関係労務者一万三千名が,広島,山口の両地減において賃上げ要求のストを行い,続いて六月に神奈川県追浜の米軍基地労務者四百名が二四時間ストを行つたことから漸く一般の注目を引くに至つた。

五八本問題の特質は,雇用形態が国際的性格をもち一般民間労務者と異つているところにあるが,駐留軍労組の主張するところは,1)日米労務基本契約の改訂,2)駐留軍の直接雇用反対,3)賃金改訂,4)退職手当の支給,5)英連邦軍関係労務音の間接雇用などにあつた。そして政府は六月一〇日法律第一七四号を制定し,

- (一)駐留軍労務音は国家公務員特別職の枠をはずされること,一般民間労働者と同じく労働法を適用されること。
- (二)雇用主は調達庁長官で給与その他の労働条件は国家公務員給与,民間給与,生計費を考慮して定めること。
- (三)占領期間中の退職金は支給されるが現金払いとせず,証書を交付し,退職時に支給すること。

などとし、新情勢下における駐留軍労務問題に対する基本政策を明らかにした。

そして,労務基本契約の改訂については六月以降日本政府代表と米国代表との間に協議が続けられている。

五九 なお,貸金改訂については労組側の要求一八,八七四円に対し,一二月中旬中労委から,一七,九七六円の調停案が出されたが,極東軍が労務費は本国予算の枠内で決定されるという意向を示し,その解決は翌年に延ばされた。